

工事前写真・提出免除依頼書（開口部用）

本依頼書は、こどもエコすまい支援事業と先進的窓リノベ事業の共通様式です。
各補助金の交付申請にあたり、補助対象である開口部リフォームについて、
工事前写真が提出できない場合、以下を記入して提出します。
本依頼書の内容を確認する各事務局が認める場合、工事前写真の提出が免除されます。

こどもエコすまい支援事業事務局 御中

先進的窓リノベ事業事務局 御中

令和 年 月 日

事業者名 :

担当者名（自署） :

工事前写真が提出できない理由について、以下の通り申告します。

- (1) 邸名または住宅の所在地（集合住宅等の場合、部屋番号まで記載すること）

| |
|-------|
| (号室) |
|-------|

- (2) 工事前写真を撮り忘れた箇所（複数選択可）

| 依頼する工事に ✓ | 箇所数 | 工事箇所（例：部屋番号、居室名 等） |
|--------------------------------|-----|--------------------|
| <input type="checkbox"/> ガラス交換 | 箇所 | |
| <input type="checkbox"/> 内窓設置 | 箇所 | |
| <input type="checkbox"/> 外窓交換 | 箇所 | |
| <input type="checkbox"/> ドア交換 | 箇所 | |

- (3) 提出ができない理由

| |
|--|
| |
|--|

<注意事項>

- ・先進的窓リノベ事業において、複数の工事箇所について提出できない場合、追加書類を求められることがあります。また、申請する箇所の過半数以上の工事箇所について、工事前写真の提出ができない場合、提出できない工事箇所の全部または一部が補助対象になりません。
- ・過去に本依頼書により提出免除を受けている場合、受付されないことがあります。
- ・予約時に提出する着工時の写真、および工事後の写真の提出は免除されません。

記入見本

工事前写真・提出免除依頼書（開口部用）

本依頼書は、こどもエコすまい支援事業と先進的窓リノベ事業の共通様式です。
各補助金の交付申請にあたり、補助対象である開口部リフォームについて、
工事前写真が提出できない場合、以下を記入して提出します。
本依頼書の内容を確認する各事務局が認める場合、工事前写真の提出が免除されます。

こどもエコすまい支援事業事務局 御中

先進的窓リノベ事業事務局 御中

令和 5 年 〇月 〇日

事業者名 : 株式会社住宅省エネ工務店

担当者名（自署） : 住宅 省エネ

工事前写真が提出できない理由について、以下の通り申告します。

(1) 邸名または住宅の所在地（集合住宅等の場合、部屋番号まで記載すること）

東京都 〇〇区 △△町 1-1-1

(号室)

(2) 工事前写真を撮り忘れた箇所（複数選択可）

| 依頼する工事に ✓ | 箇所数 | 工事箇所（例：部屋番号、居室名 等） |
|--|------|--------------------|
| <input type="checkbox"/> ガラス交換 | 箇所 | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 内窓設置 | 2 箇所 | リビング1 箇所、洋室1 箇所 |
| <input type="checkbox"/> 外窓交換 | 箇所 | |
| <input type="checkbox"/> ドア交換 | 箇所 | |

(3) 提出ができない理由

<具体的に記入してください>

<注意事項>

- 先進的窓リノベ事業において、複数の工事箇所について提出できない場合、追加書類を求められることがあります。また、申請する箇所の過半数以上の工事箇所について、工事前写真の提出ができない場合、提出できない工事箇所の全部または一部が補助対象になりません。
- 過去に本依頼書により提出免除を受けている場合、受付されないことがあります。
- 予約時に提出する着工時の写真、および工事後の写真の提出は免除されません。